旅券（パスポート）申請のご案内

2016. 7. 1
新潟県

この案内は、新規申請（①初めて申請する場合　②前の旅券が期限切れの場合　③旅券の有効期間が１年未満で新規旅券に切り替える場合　④旅券の記載事項に変更があった場合　⑤査証欄に余白がなくなった場合）の内容です。
※有効旅券を紛失、焼失、損傷した場合は、旅券窓口にお問い合わせください。
新潟県内で申請できる方は、新潟県内に現住所（住民登録）のある方です。

【旅券の申請】

●旅券の申請は、住所地市町村の旅券窓口で行います。

⇒市町村の旅券窓口は４ページを参照願います。

【申請に必要な書類】（旅券発給手数料は旅券受取時に必要です。手数料については４ページをご覧ください。）

①一般旅券発給申請書 １通	・有効期間が５年旅券用と10年旅券用の２種類あります。 ただし、旅券の記載事項に変更があり、現在の旅券と有効期間が同一の旅券を申請する場合は記載事項変更用となります。 ・20歳未満（申請日現在）の方は、有効期間が５年旅券のみの申請となります。
②戸籍謄本又は抄本 １通 （発行の日から６か月以内のもの）	・有効期間内の旅券を切り替える場合で氏名・本籍（都道府県名）に変更のない方は省略できます。 ・同一戸籍内にある２人以上の方が同時に旅券を申請する場合は、戸籍謄本は１通とすることができます。
③写　真　　１枚 （申請日前６か月以内に撮影されたもの） 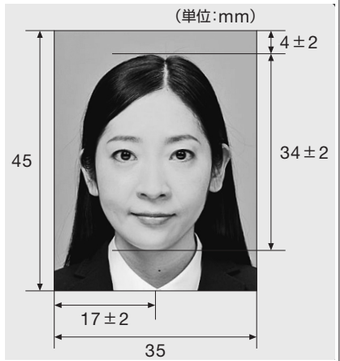 ※写真は貼らずに裏面に氏名を記入の上、お持ちください。	＜写真の規格＞ ・たて45㎜よこ35㎜、ふちなし（顔の寸法は頭頂からあごまで34㎜±２㎜） ※頭髪のボリュームが大きな方は旅券窓口にご相談ください。 ・顔は正面を向き、無帽、無背景。 ＜旅券用写真として不適切なもの＞ ・不鮮明な写真。変色、傷、汚れ、しわのある写真。スナップ写真。 ・サングラスやマスクをつけている写真。 ・幅広いヘアバンド等で頭部が隠れている写真。 ・めがねのレンズに光が反射している写真。 ・瞳がフラッシュ等により赤く写った写真。 ・長い前髪により目元や顔の輪郭が隠れる写真。 ・背景に影がある写真。 ・頭髪や服が背景と同系色で輪郭が見分けにくい写真。 ・表情が平常と著しく異なる写真。（泣いたり、笑ったりしている写真） ・眼鏡のフレームが太く、目や顔を覆う面積が大きい写真。 ・眼鏡のフレームや照明の反射が目にかかっている写真。 ・顔が横を向いていたり、左右に傾いている写真。 ・カラーコンタクトレンズ等を使用し、目の色が実際と異なる写真。
④本人確認の書類 有効な原本（コピーは不可） ※本人確認書類の氏名、生年月日、性別、氏名の読み方、住所、本籍が申請書の記載内容と一致している必要があります。 代理人が申請する場合、「本人確認書類」は申請者と代理人両方の書類が必要です。	①次のものは　　１点 日本国旅券（失効後６ヶ月以内のものを含む）、マイナンバーカード 運転免許証、官公庁等の身分証明書（写真のあるもの） ②次の場合は　　２点（イ＋ロ）または（イ＋イ）の書類 イ　健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証 国民年金証書（手帳）、厚生年金証書（手帳）、共済年金証書、恩給証書等 介護保険被保険者証、印鑑登録証明書と実印 ロ　次のうち写真が貼ってあるもの 学生証（中学生の生徒手帳は写真なしでも可）、会社の身分証明書 公の機関が発行した資格証明書、失効旅券（本人が確認できるもの） ※小学生以下の場合「健康保険証＋母子健康手帳」
⑤前回取得した旅券	・有効期限内の旅券をお持ちの方は、有効旅券の提出がないと申請できません。 ・過去に旅券を取得した方は、失効していても前回の旅券をお持ちください。

◎住　民　票	住民票の提出は不要です。 ただし、新潟県に住民登録のない方が新潟県で居所申請する場合は必要です。
◎印　　鑑	次の場合は申請者の印鑑が必要です。 ・本人確認のために印鑑登録証明書を提出する場合（登録された実印が必要です。）

申請についてのご注意

有効期間内の申請（切替申請）

次の方は新しいパスポートに切り替えることができます。
（ただし、残存期間は切り捨てになり、旅券番号は変わります。）
①残りの有効期間が１年未満となった場合
②査証欄に余白のなくなった場合
（１回に限り増補申請もできます。）
③結婚などで旅券面の記載事項に変更のあった方
（現在の旅券と有効期間が同一の旅券（記載事項変更旅券）を申請することもできます。）
※ＩＣ旅券でない有効旅券をお持ちの場合は残りの有効期間にかかわらず切替ができます。

代　理　申　請

申請の手続きは代理の方でもできます。（受取は必ず本人です。）**ただし、お持ちの有効旅券を紛失、焼失、損傷した方、居所申請（一時帰国含む）の方、刑罰関係等に該当する方は代理申請できません。**
■申請に必要な１ページの①～⑤の書類が必要です。
■申請書の以下の欄は必ず申請者本人が記入ください。
●表面の「所持人自署」及び「刑罰等関係」
●裏面の「申請者署名」及び「申請書類等提出委任申出書」の申請者記入欄
■申請者本人の本人確認書類のほか、代理人についても本人確認書類が１点必要です。

未成年者の申請

■５年旅券のみの申請となります。
■申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者である父又は母、もしくは後見人の署名が必要です。
■親権者が遠隔地に在住等の場合は、親権者の署名のある「同意書」の提出でも差し支えありません。

居　所　申　請

学生・会社員などの方は、住民票が他の都道府県にあっても、新潟県内で申請ができます。（代理申請はできません）
申請窓口は居所のある市町村の旅券窓口となります。
申請に必要な書類のほかに居所を確認できる書類が必要です。
（居所を確認できる書類）
・学校の所在地が記載されている学生証
・会社の所在地が記載されている身分証明証
・会社発行の居所証明書
・居所の賃貸契約書　　など
船員、一時帰国の方については旅券窓口にお問い合わせください。

刑罰等関係の該当者

■申請書の「刑罰等関係」に該当する方は別途手続きが必要です。必ず事前にご相談ください。

非ヘボン式ローマ字表記の希望者

■外国人との婚姻等の場合で、氏名の非ヘボン式ローマ字表記、別名併記を希望される方は、綴りの確認に必要な書類を提出していただく必要がありますので、事前にご相談ください。

そ　の　他

■今までに旅券を申請していて受け取らなかった方は、必ず申請者本人が窓口に申し出てください。
■現住所の移転は、旅券の記載事項の変更には該当しません。ご自分で、旅券の最終頁「所持人記入欄」の現住所に二重線を引き訂正ください。

県内市町村旅券窓口

※窓口が複数ある長岡市、柏崎市、村上市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市については、代表窓口を掲載しています。
※代表窓口は新潟市以外は市役所又は町村役場内です。
※関川村に住民登録のある方は、村上市役所本庁の旅券窓口となります。
※受付時間等詳しくは各窓口にお尋ねください。

市町村	電話番号
新潟市	025-226-7744 （NEXT21 ５階）
長岡市	0258-39-2295
三条市	0256-34-5511
柏崎市	0257-21-2200
新発田市	0254-22-3101
小千谷市	0258-83-3509
加茂市	0256-52-0080
十日町市	025-757-3111
見附市	0258-63-2702
村上市	0254-53-2111
燕　市	0256-77-8126
糸魚川市	025-552-1511
妙高市	0255-74-0009
五泉市	0250-43-3911

市町村	電話番号
上越市	025-526-5111
阿賀野市	0250-61-2473
佐渡市	0259-63-5155
魚沼市	025-792-1112
南魚沼市	025-773-6661
胎内市	0254-43-6111
聖籠町	0254-27-2111
弥彦村	0256-94-3132
田上町	0256-57-6115
阿賀町	0254-92-5761
出雲崎町	0258-78-2294
湯沢町	025-784-3453
津南町	025-765-3113
刈羽村	0257-45-3915
粟島浦村	0254-55-2111

上記市町村の住民の方の旅券窓口です。なお、勤務先や通学の関係から、住所地市町村の旅券窓口での申請が難しい場合は、県の旅券窓口での申請ができます。（この場合、代理申請はできません）

県の旅券窓口と受付時間

申請受付時間

◆月曜日～金曜日　９：00～17：00
土・日・祝日及び年末年始（12月29日～１月３日）は休みです。

申請から受取までの日数

パスポートセンター　　６日
県民サービスセンター　　８日
（日数は土、日、祝日、年末年始を除き、申請日を含めます。）

旅　券　窓　口

■ 新潟県パスポートセンター（朱鷺メッセ内）
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階　　025(290)6670
■ 長岡県民サービスセンター
長岡市沖田2丁目173－2（長岡地域振興局内）　　0258(38)2525
■ 上越県民サービスセンター
上越市本城町5-6（上越地域振興局内）　　025(526)9316
■ 新発田県民サービスセンター
新発田市豊町3-3-2（新発田地域振興局内）　　0254(22)8602
■ 南魚沼県民サービスセンター
南魚沼市六日町960（南魚沼地域振興局内）　　025(772)2816
■ 佐渡県民サービスセンター
佐渡市相川二町目浜町20-1（佐渡地域振興局内）　　0259(74)3319

旅券の受取について

●受け取りは必ず本人が、申請した窓口においでください。
●申請日から６か月以内に必ずお受け取りください。

旅券発給手数料（新規・切替・記載事項変更）

区分		手数料	内訳 収入印紙	内訳 新潟県収入証紙
10年		16,000円	14,000円	2,000円
5年	12才以上	11,000円	9,000円	2,000円
	12才未満	6,000円	4,000円	2,000円
記載事項変更		6,000円	4,000円	2,000円

お問い合わせ先

新潟県パスポートセンター	025(290)6670
旅券申請案内（テレホンサービス）	025(290)6677

※新潟県ホームページでもご案内しています。
（トップページ→暮らし・環境→手続・パスポート・相談→パスポート（旅券））

記入例とご注意

（※申請書は5年用と10年用があります）
ただし、旅券の記載事項に変更があり、現在の旅券と有効期間が同一の旅券を申請する場合は記載事項変更用となります。

- ●**黒のボールペン**又は黒インクで記入してください。
- ●機械で読み取りますので、**折ったり、汚したりしない**でください。
- ●記入ミスをした場合は、修正液等を使わずに二本線で消して訂正してください。ただし、**所持人自署の訂正はできません。**
- ●表面の「氏名のヨミカタ」「刑罰等関係」、裏面の「申請者署名」「法定代理人署名」及び「申請書類等提出委任申出書」欄を訂正した場合は**訂正箇所に署名してください。（訂正印でも可）**

〈所持人自署の例〉

漢字で書く場合	ローマ字で書く場合	幼児等がひらがなで書く場合
万代 渡	Wataru Bandai	ばんだい わたる

所持人自署
サインとして、そのまま旅券に転写されます。**必ず申請者本人が署名（サイン）**してください。

（代理署名について）
申請者が未就学の乳幼児又は身体の障害等で署名が困難な場合には、次の方が代理署名できます。
①法定代理人 ②配偶者
③渡航の同行者（付添人）
その場合、点線より上の枠内に申請者の氏名を記入し、点線より下の枠内に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。

＜代理署名の例＞

万代 ひかり
万代幸子(母)代筆

Hikari Bandai
by S.Bandai (Mother)

署名として良くない例

枠からはみ出しているもの
Wataru Bandai

二段になっているもの
Wataru
Bandai

同じ所を二度書いているもの
万代 渡

インクが薄かったりカスレているもの
万代 渡

一般旅券発給申請書　5年用

新規・切替（20歳未満の申請者又は20歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用）

受理年月日 年 月 日　受理番号　窓口記入欄　確認
有効期間 5年 子供　発行年月日　交付年月日　旅券番号

記入しないでください

写真
注意
1. 申請者本人のみ
2. 6ヶ月以内に撮影したもの
3. 正面、無帽、無背景
4. 縦45mm×横35mm（ふちなし。頭は頭頂から顎までが34mm±2mm）
*貼付した写真は旅券に転写されます

氏名（左詰めで記入）
ヨミカタ（カタカナで記入。濁点及び半濁点は同一マス内に「ガ」「パ」等と記入してください。）：バンダイ ワタル
姓（戸籍に記載のとおり、かい書体で記入してください）名：万代 渡
ヘボン式ローマ字活字体大文字で記入してください。（枠が足りない場合は窓口に申し出てください）
姓 BANDAI
名 WATARU
ヘボン式でない表記を旅券面に記載する場合は裏面の氏名欄もご記入ください。

所持人自署（この署名は旅券にそのまま転写されます）：万代 渡
（枠からはみ出さないように署名してください）

性別：0 男 ✓ 1 女（該当する枠内に√印を記入してください）
生年月日：2 明治 3 大正 4 昭和 5 平成 ✓ ─ 06 08 21（年月日が一桁の場合は十の位に0を記入）
本籍（都道府県名を左詰めで記入してください）東京都（市区郡以下を記入してください）千代田区霞ヶ関2丁目2番地

所持人自署については申請者本人が署名してください。ただし、乳幼児など申請者が自ら署名することが困難な場合は、法定代理人などが代筆することができます。
その場合には、点線より上の枠内に申請者の氏名を記入し、点線より下の枠内に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。
（例えば、by A. YAMADA(Mother) や by A. YAMADA(Father) など）

※今までに旧姓も含め旅券の発給を受けたことがありますか。✓ある □ない
もし、発給を受けたことがある場合は、最後に発給を受けた旅券について記入してください。
旅券番号 MN5283901　発行年月日 西暦で記入 2001 09 14
最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。BANDAI

この申請書を提出する日の年齢：満（21）歳
20歳以上の場合は、下欄の（ ）内に「5」と必ず記入してください。
私は有効期間が（5）年の一般旅券の発給を希望します。
※3日以内に紛失（焼失）届出を行っている場合は、枠内に√印を記入してください。

現住所（住民票に記載の住所）〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号　電話 025（290）6670　携帯 090（1234）5678
その他勤務先など日中の連絡先 〇〇(株)　電話 025（285）5511
〔居所で申請する場合は居所も下段に記入してください〕〒　電話（ ）

日本国内の緊急連絡先：住所 新潟市中央区新光町4番1号　氏名 万代太一　申請者との関係 父　電話 025（280）5101

刑罰等関係
※次の各事項に該当しているか否か、□に√印を記入してください。（本人又は法定代理人が記入してください。）

	はい	いいえ
1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。	□	✓
2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。	□	✓
3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。	□	✓
4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。	□	✓
5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して（未遂を含む）、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。	□	✓
6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。	□	✓

外国籍の有無
現在外国の国籍を有していますか。（※該当する枠内に√印を記入してください）はい ✓　いいえ □
「はい」の場合
どの国の国籍ですか。アメリカ
取得年月日 1987年 8月 21日
どのような方法で取得しましたか。
外国籍の父又は母の子として出生 □
外国での出生 ✓
外国人との婚姻又は養子縁組 □
帰化申請又は国籍取得届出 □

外務省コード欄　03 13条　10 別名併記　14 暦外確認　0A 別人　0C 解除　0E 職権
04 対立地域　11 非ヘボン　15 暦外表示　0B 失効　0D その他訂正　0G 再作成　官庁コード
記入しないでください

（別記第2号様式）　**裏面も記入してください**　用紙の大きさはA4　平成23年外務大臣承認第19号

濁点は同じマスに記入してください。（ヨミカタは正確に）

戸籍どおりの字で記入してください。

ヘボン式ローマ字の活字体（大文字）で記入してください。

戸籍どおり記入してください。

必ず申請者本人が記入してください。

住民票どおりの住所を記入してください。

・自宅 ・携帯 ・勤務先 の電話番号を記入してください。

旅行に同行する方以外を記入してください。

該当する□に✓をつけて下さい。

よく読んで□に✓をつけてください。
「はい」に該当する方は必ず事前にご相談ください。
別途手続きが必要になります。

■ヘボン式ローマ字について、つぎのものは特に誤りやすいので下記のように記入してください。

し→SHI	ふ→FU	しゃ→SHA	ちゃ→CHA	りゃ→RYA	ぎゃ→GYA	じゃ→JA
ち→CHI	じ・ぢ→JI	しゅ→SHU	ちゅ→CHU	りゅ→RYU	ぎゅ→GYU	じゅ→JU
つ→TSU	きゃ→KYA	しょ→SHO	ちょ→CHO	りょ→RYO	ぎょ→GYO	じょ→JO

撥　音：B・M・Pの前に「N」の代わりに「M」をおく　（例）なんば→NAMBA　ほんま→HOMMA
促　音：子音を重ねる　（例）はっとり→HATTORI　きっかわ→KIKKAWA
長　音：「O」や「U」は記入しない　（例）おおた→OTA　ようこ→YOKO
ただし、「O」を含む長音の場合、「H」を入れてパスポート上に表記することもできます。希望の方は窓口に申し出ください。
（注）同一の家族内で姓の表記が異なる場合、入国審査時に支障が生じることもありますので、姓の表記の選択にはご留意ください。
（例）おおた→OHTA　さとう→SATOH　こうじ→KOHJI　ようこ→YOHKO

■の部分は必ず申請者本人が記入してください。記入もれや申請者以外の方が記入した場合は、受付できません。

出発予定日 平成 年 月 日　※主要渡航先での滞在期間 □3ヶ月未満 □3ヶ月以上
※次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に√印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。
①□表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合　②□旅券の二重発給を受けようとする場合
渡航目的（具体的に）②の場合は、二重発給が必要な理由も記入
今回の渡航先（渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください）国名　コード

旅券面の氏名表記（表面のヘボン式と異なる場合のみローマ字活字体大文字で記入）
（姓）最大31字まで（別名を含む）
（名）最大31字まで（別名を含む）
注：旅券面への表記可能な字数は姓・名・スペース合わせて37字（別名併記を除く）までです。記号（、・～など）や、数字（ⅡⅢなど）等は記載できません。但し、別名併記の（ ）は記載可。

外務大臣殿　在 大使 総領事 殿　平成 年 月 日
この申請書の記載は事実に相違なく、旅券法第3条の規定により、一般旅券の発給を申請します。
この申請書に記入した氏名の表記を今後変更しないことを誓います。
申請者署名：万代 渡
法定代理人（親権者、後見人など）署名
（署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。また、申請者が未成年者又は成年被後見人の場合は、法定代理人の署名も併せて必要です。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記名する場合には、その者の氏名も記名してください。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。）

本人確認欄（1点でよい書類）□日本国旅券 □運転免許証 □住基カード（写真付き）□船員手帳 □海技免状 □猟銃等所持許可証 □戦傷病者手帳 □宅建取引主任者証 □電気工事士免状 □無線従事者免許証 □官公庁職員身分証明書 □身体障害者手帳（偽造防止、写真付き）
（2点必要な書類）□健康保険証 □国民健康保険証 □船員保険証 □共済組合員証 □年金証書等 □介護保険証 □印鑑登録証明書及び実印 □後期高齢者医療被保険者証 □その他写真付きの身分証明書（学生証、社員証、公的な資格証明書など）□一時帰国者
記入しないでください

申請書類等提出委任申出書

（法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です）

申請者記入
私は旅券法第3条第4項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。
平成 年 月 日　申請者署名 万代 渡
引受人氏名 長岡夕子　申請者との関係 姉
引受人住所 新潟市中央区川岸町3丁目18番1号

引受人記入
私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署及び申請者署名は本人自筆のもの（又は適正な記名）であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。
平成 年 月 日　連絡先電話番号 025（123）4567
引受人署名 長岡 夕子　生年月日 明治・大正・(昭和)・平成 60年 3月 12日

注意事項
1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示（出）してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。
3. 署名は必ず本人が行ってください（署名が困難な場合を除く）。なお、署名が困難な場合であって法定代理人でない者が記名する場合には、その者の氏名も記名してください。

（別記第3号様式）

申請者本人が戸籍どおりの字で署名してください。
なお乳幼児で署名が困難な場合は、ひらがなで署名するか、親権者である父・母（養子の場合は養親）が下記の例のとおり署名してください。
（例）
ばんだい ひかり
父代筆 万代ひかり

身体の障害等により署名が困難な場合は、法定代理人（親権者、後見人）又は配偶者等が代理署名してください。
（例）
万代 渡
万代良子(妻)代筆

申請者が**未成年者、成年被後見人の場合は、法定代理人（親権者又は後見人）が署名**してください。

申請書類等提出委任申出書
代理人が提出する場合は、必ず記入してください。（法定代理人が提出する場合は記入不要です。）

申請者記入
点線より上の部分は、必ず**申請者本人が記入(自署)してください。**
なお代筆が必要な場合は、上記申請者署名の記載例を参照してください。

引受人記入
点線より下の部分は、代理人（引受人）が直接署名し連絡先及び生年月日を記入してください。